



Property Manager
賃貸不動産経営管理士

令和2年6月19日 日本経済新聞、読売新聞 掲載

令和2年6月12日 賃貸住宅管理に関する 新しい法律^{*}が誕生しました。

*賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律

いつもの暮らしに、

わたしたちの味方

これまでは賃貸住宅の管理に関する法律が

なかったために、サブリースをめぐるトラブルが社会問題化し、

オーナーの賃貸経営の悪化だけでなく、入居者の居住安定にも

深刻な影響を与えました。これからは、法律により、

賃貸住宅に関するトラブルの未然防止を通じ、

わたしたちの安心・安全な住環境の実現が期待されます。

この法律を適正に

守る存在が必要不可欠です。

その存在こそが

賃貸不動産経営管理士です。

賃貸不動産経営管理士は、賃貸住宅管理に関する幅広い

知識や経験に加え、公正中立な立場で職務を行う

高い倫理観を兼ね備えた資格者です。法律において入居者の

居住の安定とオーナーの賃貸経営の円滑な実施を適正に

管理・監督する役割が想定されています。

賃貸不動産経営管理士は、

わたしたちの暮らしを支える

良きパートナーです。